

公 告 書

公告 第 387 号
令和 7 年 8 月 20 日

規約の一部変更について

令和 7 年 9 月 1 日から当健康保険組合の規約を以下のとおり変更する。

1. 第 5 5 条中、被保険者の後に「（被保険者であった者を含む。）」を加え、がの後の「、」を削り、法第 9 9 条の後に「法第 1 0 4 条」、傷病手当金付加金としての後に「、」を、（2）三十分の一に相当する額の後に「なお、法第 1 0 4 条の規定により傷病手当金の支給を始める場合においては、「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは、「被保険者の資格を喪失した日の前日」と、「被保険者が現に属する」とあるのは「被保険者であった者（任意継続被保険者を除く。）が同日において属していた」と読み替える。」を加え、第 2 項「おける」を「おいて、傷病手当金付加金の」に、「掲げる」を「定める」に改める。
2. 第 5 6 条中法第 9 9 条の後に「法第 1 0 4 条」を、被保険者の後に「（被保険者であった者を含む。以下、この条において同じ。）」を、法の後に「第」を、経過後の後に「、」を、療養のための前に「引き続き」を加え、「服することが」を「服することの」に改め、第 3 項中「当該延長傷病手当金付加金を」を「当該延長傷病手当金付加金は」に改める。

附 則

（施行期日）

この規約は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

以上

サンデン健康保険組合
理事長 大月 孝宏



新 旧 条 文 対 照 表

新条文	旧条文
第1条～第54条（略） （傷病手当金付加金） 第55条 被保険者 <u>（被保険者であった者を含む。）</u> が法第99条 <u>又は法第104条</u>の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として、<u>1</u> 日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の100分の85に相当する額から当該傷病手当金額を控除した額を支給する。 ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の100分の85に相当する額から、当該傷病手当金額を控除した額を支給する。 （1）（略） （2）傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額 <u>なお、法第104条の規定により傷病手当金の支給を始める場合においては、「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは、「被保険者の資格を喪失した日の前日」と、「被保険者が現に属する」とあるのは「被保険者であった者（任意継続被保険者を除く。）が同日において属していた」と読み替える。</u> 2 法第103条第1項又は法第108条第1項、第3項及び第4項までの規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があったものとみなす。なお、この場合において、<u>傷病手当金付加金</u>の支給額は、次の各号に<u>定める</u>額とする。	第1条～第54条（略） （傷病手当金付加金） 第55条 被保険者が <u>法第99条</u>の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として1日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の100分の85に相当する額から当該傷病手当金額を控除した額を支給する。 ただし、同日の属する月以前の直近の継続した期間において標準報酬月額が定められている月が十二月に満たない場合にあっては、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額の100分の85に相当する額から、当該傷病手当金額を控除した額を支給する。 （1）（略） （2）傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額 2 法第103条第1項又は法第108条第1項、第3項及び第4項までの規定により傷病手当金の支給が行われない期間があるときは、その期間については、前項の規定の適用について、傷病手当金の支給があったものとみなす。なお、この場合における支給額は、次の各号に<u>掲げる</u>額とする。

(1) (略) (2) (略) 3 (略) (延長傷病手当金付加金) 第56条 法第99条又は法第104条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者(被保険者であった者を含む。以下、この条において同じ。)が、法第99条第4項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、引き続き療養のため労務に服することできないときは、その労務に服することができない期間、延長傷病手当金付加金として、1日につき、当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額平均額の三十分の一に相当する額の100分の60に相当する額を支給する。 2 (略) 3 延長傷病手当金付加金を支給する場合において、障害手当金から当該障害手当金の支給を受けなければ支給を受けることができた傷病手当金の額を控除した額に当該延長傷病手当金付加金の額が達するまでの間、当該延長傷病手当金付加金は支給しない。 4 (略) 5 (略) 第57条～第68条 (略) 附 則 (施行期日) 第1条 この規約は、令和7年9月1日から施行する。	(1) (略) (2) (略) 3 (略) (延長傷病手当金付加金) 第56条 法第99条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者が、法99条第4項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができない期間、延長傷病手当金付加金として1日につき、当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額平均額の三十分の一に相当する額の100分の60に相当する額を支給する。 2 (略) 3 延長傷病手当金付加金を支給する場合において、障害手当金から当該障害手当金の支給を受けなければ支給を受けることができた傷病手当金の額を控除した額に当該延長傷病手当金付加金の額が達するまでの間、当該延長傷病手当金付加金は支給しない。 4 (略) 5 (略) 第57条～第68条 (略)
---	---